

令和5年度山鹿市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本市における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の一層の推進を図る。

2 適用範囲

市が発注する物品等の調達に関して適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所・施設等	就労移行支援事業所
	就労継続支援事業所（A型，B型）
	生活介護事業所
	障害者支援施設（就労移行支援，就労継続支援又は生活介護を行うものに限る。）
	地域活動支援センター
	小規模作業所
障害者を多数雇用している企業	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社
	重度障害者多数雇用事業所 ※重度障害者多数雇用事業所の要件 ①障害者の雇用者数が5人以上 ②障害者の割合が従業員の20%以上 ③雇用障害者に占める重度身体障害者，知的障害者又は精神障害者の割合が30%
在宅就業障害者等	自宅等において物品の製造，役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

4 推進方針に基づく調達の対象品目及び目標額

予算の適正な執行並びに契約における経済性及び公正性に留意しつつ、市が達成すべき障害者就労施設等からの優先調達の物品等及び目標額は、次のとおりとする。

〔調達する物品等〕

特に分野を限定することなく、障害者就労施設等が受注することが可能なものとする。

〔調達する目標額〕

前年度の調達実績を目安として、それを上回るよう努める。

5 障害者就労施設等からの調達を推進するための方策

- (1) 市内にある障害者就労施設等が提供する物品等に関する情報を把握し、共有する。
- (2) 物品等を調達する場合においては、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討する。
- (3) 物品等を調達する場合においては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間及び発注量について留意するとともに、調達に関する事項について、障害者就労施設等に対して十分な説明を行う。

6 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本市調達方針を策定又は見直しをしたときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、翌年度の6月末までに概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

7 その他

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。

附 則

本方針は、令和5年6月21日から施行する。